



## 随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記1の工事の積算である。

この業務について下記2により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記3以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するとともに、県財務規則施行通達第269条関係1-(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不相当であるとき」に該当することから、単独見積りによる随意契約によることとしたい。

記

### 1 工事概要

- |            |                    |
|------------|--------------------|
| (1) 工事名    | 積算業務委託(河川・交付)      |
| (2) 路・河川等名 | 蛭川筋                |
| (3) 工事箇所名  | 福島市瀬上町字母頭地内<br>街道東 |

### 2 委託を行おうとする理由

「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、定員削減などの行財政改革を進めている中において、土木部の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することが必要である。

### 3 随意契約の理由

#### (1) 積算業務の性格

- ①積算を行うにあたっては、県が定める「標準積算基準」に依ることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
- ②積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に、特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要である。
- ③発注者業務を代替・補完する業務であり、守秘義務、中立性及び公平性の確保が求められる。

#### (2) 当該工事の特殊性

この積算業務対象は、ボックスカルバート工事の第二期工事であり、その積算にあたっては、仮締切工や護岸基礎部洗掘防止工、現況河川摺付工等を含み積算前の基礎資料作成が必要であること等から作業が膨大となるため、積算に関する豊富な知識経験が必要であり、「入札等制度改革に係る基本方針」に掲げる特殊な工事に該当する。

### 4 単独見積りの理由及びその相手方

財団法人ふくしま市町村建設支援機構は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。